

送信者: 大津\_人権02/大津地方法務局/人権擁護局  
宛先: 関矢 庄司/本省/人権擁護局

---

日付: 2009年11月16日 月曜日 03:08PM  
件名: HP「鳥取ループ」のURL送付について

---

いつも、お世話になっております。  
標記については、

<http://tottoriloop.blog35.fc2.com/>

です。

参考までに1ページ目をPDFにしましたので、お送りします。  
よろしくお願ひします。

大津地方法務局人権擁護課 西田

送信者: 関矢 庄司/本省/人権擁護局  
宛先: 大津\_\_人権02/大津地方法務局/人権擁護局  
cc: 大阪\_\_人権二課02/大阪法務局/人権擁護局

日付: 2009年11月18日 水曜日 10:07PM

件名: [REDACTED]

大津局 西田様

[REDACTED]

\*\*\*\*\*  
法務省人権擁護局調査救済課  
救済第二係長  
関 矢 庄 司  
Tel:03-3580-4111(内2715)  
03-3592-7612(係直通)  
Fax:03-3592-7675  
E-mail: [ss970300@moj.go.jp](mailto:ss970300@moj.go.jp)  
\*\*\*\*\*

——作成者: 大津\_\_人権02/大津地方法務局/人権擁護局 ——

宛先: 関矢 庄司/本省/人権擁護局  
送信者: 大津\_\_人権02/大津地方法務局/人権擁護局  
日付: 2009/11/16 03:08PM  
件名: HP「鳥取ループ」のURL送付について

いつも、お世話になっております。  
標記については、

<http://tottoriloop.blog35.fc2.com/>

)  
です。

参考までに1ページ目をPDFにしましたので、お送りします。  
よろしくお願ひします。

大津地方法務局人権擁護課 西田

送信者: 大阪\_人権二課03/大阪法務局/人権擁護局  
宛先: 大津\_人権02/大津地方法務局/人権擁護局

日付: 2009年11月30日 月曜日 12:51PM  
件名: [REDACTED]

大津局人権擁護課 西田係長殿

[REDACTED]

大阪人権二課 榎木

——転送者: 大阪\_人権二課03/大阪法務局/人権擁護局 転送日: 2009/11/30 12:45PM ——

宛先: 大阪\_人権二課03/大阪法務局/人権擁護局  
送信者: 関矢 庄司/本省/人権擁護局  
日付: 2009/11/27 06:33PM  
件名: [REDACTED]

大阪人権二課 榎木様

[REDACTED]

\*\*\*\*\*  
法務省人権擁護局調査救済課  
調査救済第二係長  
関矢 庄司  
Tel:03-3580-4111(内2715)  
β-3592-7612(係直通)  
Fax:03-3592-7675  
E-mail: ss970300@moj.go.jp  
\*\*\*\*\*

——作成者: 大阪\_人権二課03/大阪法務局/人権擁護局 ——

宛先: 関矢 庄司/本省/人権擁護局  
送信者: 大阪\_人権二課03/大阪法務局/人権擁護局  
日付: 2009/11/27 02:06PM  
件名: [REDACTED]

人権局 関矢係長殿

[REDACTED]

大阪人権二課 榎木



添付ファイル:



[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

送信者: 大津\_\_人権02/大津地方法務局/人権擁護局  
宛先: tottoriloop@gmail.com

---

日付: 2009年12月01日 火曜日 04:25PM  
件名: 削除要請について

---

管理者 殿

下記の添付ファイルは、差別を助長する情報が含まれており、人権擁護上、問題がありますので削除されますようお願いいたします。

記

- ① <http://tottoriloop.blog35.fc2.com/> に添付されているファイル「部落地名総鑑.zip」中の「部落地名総鑑」中の「部落地名総鑑・Excel版【pass有】」中「sample」
- ② <http://tottoriloop.blog35.fc2.com/> に添付されているファイル「部落地名総鑑.zip」中の「部落地名総鑑」中の「部落地名総鑑・2ch編集版 Ver.1.0」中の「資料」中「白山神社所在地」
- ③ <http://tottoriloop.blog35.fc2.com/> に添付されているファイル「部落地名総鑑.zip」中の「部落地名総鑑」中の「部落地名総鑑・2ch編集版 Ver.1.0」中「部落地名総鑑」

大津地方法務局 人権擁護課長 藤野

# 聴 取 書

会長	局長	次長	総務課長	総務課長補佐	課長	係長	主任	係員
					(印)	/	(印)	

電話 <del>一口頭</del>	発信・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">受信</span>	聴取者	西田
日時	平成21年12月2日(水) 午前8時55分～9時10分		
相手方	鳥取ループ 宮部氏		
(要 旨)			
<p>相手方) 昨日削除要請のメールが送られてきたが、これは行政指導か。国が個人のHPを監視し、まるで検閲ではないか。憲法違反である。</p> <p>当 方) これは検閲ではありません。本件については、規定に基づいた手続きを経て法務省の判断を受けた結果、差別を助長する書き込みに該当するとして削除要請を行ったものです。</p> <p>相手方) 何が差別を助長するのか。指摘している「部落地名総鑑」に載っている地名は、適当に地名を列挙しただけのものであり、いいかげんなものである。また「白山神社所在地」も削除の対象としていることは、理解できない。私は、誤解を解消するため、また、世の中の人に知らせたいという思いで公開した。削除要請は、言いがかりとしか思えない。</p> <p>当 方) そうですか。御意見は伺いましたので、上司に報告します。削除要請には応じていただけないか。</p> <p>相手方) 応じられない。</p> <p>当 方) 応じられなければ、再度削除要請を行います。</p> <p>相手方) プロバイダーであるfc 2に削除要請をするということか。</p> <p>当 方) そうです。</p> <p>相手方) こちらも賠償請求などの対抗措置を採らしてもらおう。法務省にも報告するように。</p> <p>当 方) わかりました。</p>			

送信者: 大津\_\_人権02/大津地方法務局/人権擁護局  
宛先: 佐伯 剛/本省/人権擁護局, 河野 順子/本省/人権擁護局

---

日付: 2009年12月02日 水曜日 11:47AM  
件名: [REDACTED]

---

[REDACTED]  
大津地方法務局人権擁護課 西田

添付ファイル:  
[REDACTED]



[REDACTED]

[REDACTED]

送信者: 鳥取ループ <tottoriloop@gmail.com>  
宛先: jinken02\_ot@minji.moj.go.jp

日付: 2009年12月02日 水曜日 12:10PM  
件名: Re: 削除要請について

大津方法務局 人権擁護課 藤野様、西田様

鳥取ループ管理者の宮部です。  
お電話で西田様にお伝えしたとおり、従いません。

理由は、「差別を助長する情報が含まれており、人権擁護上、問題がある」という事実が存在しないためです。

指摘のデータは名前だけが部落地名総鑑で、いい加減な住所のリストです。差別には利用できません。白山神社所在地を削除しないといけないのは全く理解できません。

他のコメントですが、

具体的な被害者、被害内容を示さずに、行政機関が抽象的な理由でもって、論評に対して削除を依頼することは検閲に当たると思います。

行政指導には強制力はないので、現時点で違法とまでは言えませんが、プロバイダ等からアクセス制限されて損害を被れば、国家賠償の対象となることがあるといます。

また、行政指導であれば、行政指導であることと、行政手続法32条～33条の内容を相手に教示して、強制力のないことを明示するべきです。

それから、部落地名総鑑と言えば、こういった物が存在します。  
同和地区における集会の場を提供するための施設なので、普通なら住所が同和地区と思うでしょうし、実際にそのようです。  
[http://www.city.tottori.lg.jp/reiki/reiki\\_honbun/m0020857001.html](http://www.city.tottori.lg.jp/reiki/reiki_honbun/m0020857001.html)

サーチエンジンで検索すると、他にもたくさん見つかります。  
<http://www.google.co.jp/search?q=inurl:reiki+%E5%90%8C%E5%92%8C+%E4%BD%8D%E7%BD%AE>

通常は、集会所や会館は地元自治会の所有なのですが、同和地区に限って行政の所有になっており、2002年の同和対策終了時に地元へ委譲することを怠った自治体が多かったためにこのような状態になっています。  
一昔前、市町村レベルの例規は国立国会図書館でもあまり見ることができなかったのですが、最近急速に電子化されたために、同和地区データベースと化しています。  
これを見逃してきた総務省や地方議会が悪いのか、単なる公共事業の対象地域を被差別地域として見るのが悪いのか、考え方はいろいろあると思いますが、非常に欺瞞的に見えることは間違いないです。

総務省や自治体は、ちゃんと同和対策の後始末をするべきだし、法務省は、既に事実として同和地区が誰でも分かるようになっている状態で、秘密という建前をいいことに、いつまでも被差別地区であるかのように誤解させるような行為はすべきでないと思います。

本庁や大臣や国会があればなので、難しいとは思いますが、どうぞよろしく願い申し上げます。

On Tue, 1 Dec 2009 16:25:49 +0900  
jinken02\_ot@minji.moj.go.jp wrote:

> 管理者 殿

> 下記の添付ファイルは、差別を助長する情報が含まれており、人権擁護上、問題がありますので削除されますようお願いいたします。

記

> ① <<http://tottoriloop.blog35.fc2.com/>><<http://tottoriloop.blog35.fc2.com/>> に添付されているファイル「部落地名総鑑.zip」中の「部落地名総鑑」中の「部落地名総鑑・Excel版【pass有】」中「sample」

> ② <<http://tottoriloop.blog35.fc2.com/>><<http://tottoriloop.blog35.fc2.com/>> に添付されているファイル「部落地名総鑑.zip」中の「部落地名総鑑」中の「部落地名総鑑・2 c h 編集版 Ver.1.0」中の「資料」中「白山神社所在地」

> ③ <<http://tottoriloop.blog35.fc2.com/>><<http://tottoriloop.blog35.fc2.com/>> に添付されているファイル「部落地名総鑑.zip」中の「部落地名総鑑」中の「部落地名総鑑・2 c h 編集版 Ver.1.0」中「部落地名総鑑」

大津地方法務局 人権擁護課長

藤野

鳥取ループ <[tottoriloop@gmail.com](mailto:tottoriloop@gmail.com)>

## ○鳥取市地区会館管理規則

平成16年10月29日  
鳥取市規則第177号

## (目的)

第1条 この規則は、地域住民の生活文化の向上を図り、同和地区における集会の場を提供するための鳥取市地区会館の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (名称及び位置)

第2条 鳥取市地区会館(以下「地区会館」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鳥取市宮長地区会館	鳥取市宮長
鳥取市馬場地区会館	鳥取市馬場
鳥取市倭文地区会館	鳥取市倭文
鳥取市高殿地区会館	鳥取市吉岡温泉町
鳥取市西品治6区地区会館	鳥取市西品治
鳥取市古海5区地区会館	鳥取市古海
鳥取市下味野5区地区会館	鳥取市下味野
鳥取市下味野源太地区会館	鳥取市源太
鳥取市山ヶ鼻地区会館	鳥取市古海
鳥取市中村地区会館	鳥取市中村
鳥取市嶋地区会館	鳥取市嶋
鳥取市西品治7区地区会館	鳥取市西品治
鳥取市西品治地区会館	鳥取市西品治
鳥取市千代八千代地区会館	鳥取市西品治
鳥取市元品治地区会館	鳥取市西品治
鳥取市国府町南広西地区会館	鳥取市国府町広西
鳥取市河原町下曳田地区会館	鳥取市河原町曳田
鳥取市河原町上山手地区会館	鳥取市河原町山手
鳥取市気高町寺前地区会館	鳥取市気高町宝木
鳥取市青谷町西町地区会館	鳥取市青谷町吉川
鳥取市青谷町下蔵内地区会館	鳥取市青谷町蔵内

(本条…一部改正〔平成21年規則7号〕)

## (使用の基準)

第3条 地区会館は、次に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 当該地域住民の請会議等
- (2) 当該地域住民の教育活動、研修、学習等教育文化の向上に寄与する場合
- (3) その他当該地域住民の公共の福祉に寄与する場合

## (行為の制限等)

第4条 地区会館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- (4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地区会館の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又は地区会館からの退去を命ずることができる。

## (原状回復)

第5条 地区会館を使用する者は、その使用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

## (損害賠償)

第6条 地区会館の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長が認定した損害額を賠償しなければならない。

## (帳簿の備付け等)

第7条 市長は、地区会館に地区会館備品台帳(様式第1号)及び地区会館使用簿(様式第2号)を備え、必要な事項を記録しなければならない。

- 2 地区会館を利用した者は、その使用を終了したときは、使用状況を地区会館使用簿に記録しなければならない。

(委任)

第8条 この規則で定めるもののほか、地区会館の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に河原町地区会館の設置及び管理に関する条例(平成8年河原町条例第32号)又は気高町寺前地区会館の設置及び管理に関する条例(平成9年気高町条例第21号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年3月27日規則第7号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

地区会館備品台帳

名	構造又は規格	数量	備品番号	取得年月日	処分年月日	摘要

様式第2号(第7条関係)

地区会館使用簿

月日	使用時間		使用施設名	使用者又は代表者氏名	使用人員	使用目的	摘要
	始	終					

--	--	--	--	--	--	--	--	--

[ウェブ](#) [画像](#) [動画](#) [地図](#) [ニュース](#) [書籍](#) [Gmail](#) [その他](#) ▼[検索設定](#) | [ログイン](#)

Google

inurl:reiki 同和 位置

検索オプション

◎ ウェブ全体から検索 ○ 日本語のページを検索

[ウェブ](#) [検索ツールを表示](#)

inurl:reiki 同和 位置 の検索結果 約 805 件中 1 - 10 件目 (0.59 秒)



### 小山市同和対策集会所の設置及び管理に関する条例

(名称及び位置). 第3条 集会所の名称及び位置は、別表のとおりとする。(同和対策集会所運営委員会の設置). 第4条 集会所の運営に関し、必要な協議を行うため、小山市同和対策集会所運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。(定数及び任期) ...

[www.city.oyama.tochigi.jp/reiki/reiki.../e1090348001.html](http://www.city.oyama.tochigi.jp/reiki/reiki.../e1090348001.html) -

[キャッシュ - 類似ページ](#)

スポンサーリンク

### レイキ伝授 1日集中講座

わずか1日でレイキを効率よく習得。  
全国主要都市で開催中(返金保証有り)

[reiki-tiare.com](http://reiki-tiare.com)

[広告掲載はこちら](#) ▶

### 飯塚市同和対策施設条例

(名称及び位置). 第2条 同和対策施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(利用の制限). 第3条 市長は、同和対策施設(附属設備、器具等を含む。以下「施設」という。)を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用 ...

[www.city.iizuka.lg.jp/.../reiki/reiki.../r3200367001.html](http://www.city.iizuka.lg.jp/.../reiki/reiki.../r3200367001.html) - [キャッシュ - 類似ページ](#)

### みやこ町同和対策施設管理条例

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、同和問題の解決に資するため、町が同和 ... 第2条 施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。(利用者の遵守事項). 第3条 施設の利用者は、他の者の利用を妨げ、又は ...

[www.town.miyako.lg.jp/reiki/reiki.../r3190357001.html](http://www.town.miyako.lg.jp/reiki/reiki.../r3190357001.html) - [キャッシュ - 類似ページ](#)

### 鹿沼市同和対策集会所条例

(名称及び位置). 第2条 同和対策集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。名称 鹿沼市南部地区会館. 位置 鹿沼市万町931番地1. (利用者の範囲). 第3条 鹿沼市南部地区会館(以下「会館」という。)を利用することができる者は、会館の目的を達成する ...

[reiki.city.kanuma.tochigi.jp/reiki.../ae10601621.html](http://reiki.city.kanuma.tochigi.jp/reiki.../ae10601621.html) - [キャッシュ - 類似ページ](#)

### 長野市人権同和教育集会所の設置及び管理に関する条例

第1条 この条例は、人権同和問題の理解と認識を深め地域住民の社会教育活動を助長するため、長野市人権同和教育集会所(以下「集会所」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。(名称及び位置). 第2条 集会所の名称及び位置 ...

[www.city.nagano.nagano.jp/reiki/.../41990101006100000000.html](http://www.city.nagano.nagano.jp/reiki/.../41990101006100000000.html) - [キャッシュ - 類似ページ](#)

### 羽生市立同和対策集会所設置及び管理条例

第1条 基本的人権を尊重し、同和問題を根本的に解決するため、住民の教育の向上、健康の増進、生活文化の振興をはかり、もって同和教育推進の場として、同和対策集会所を設置する。(名称及び位置). 第2条 前条の同和対策集会所の名称及び位置は、次の ...

[www.city.hanyu.lg.jp/reiki/reiki\\_honbun/e3170412001.html](http://www.city.hanyu.lg.jp/reiki/reiki_honbun/e3170412001.html) - [キャッシュ](#)





送信者: 佐伯 剛/本省/人権擁護局  
宛先: 大津\_人権02/大津地方法務局/人権擁護局  
cc: 大阪\_人権二課02/大阪法務局/人権擁護局

日付: 2009年12月02日 水曜日 09:54PM  
件名: [REDACTED]

大津地方法務局人権擁護課 件名事案担当 御中  
(大阪法務局人権擁護部第二課 参考送信)

[REDACTED]

[REDACTED]

人権擁護局調査救済課(担当:調査救済第二係 佐伯)

——作成者: 大津\_人権02/大津地方法務局/人権擁護局 ——

宛先: 佐伯 剛/本省/人権擁護局, 河野 順子/本省/人権擁護局  
送信者: 大津\_人権02/大津地方法務局/人権擁護局  
日付: 2009/12/02 11:47AM  
件名: [REDACTED]

[REDACTED]

大津地方法務局人権擁護課 西田